

県産麦・大豆産地緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 県産麦・大豆産地緊急支援事業（以下「本事業」という。）費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 国際情勢の変化や消費者の健康志向の高まりにより、国産麦・大豆の需要が高まっている一方で、県産麦・大豆は作柄が不安定で需要に応じた生産が求められている。しかし、資材等の価格高騰が経営に深刻な影響を及ぼす中、新たな取組への意欲減退が懸念される。そこで、麦は生産者、製造業者、販売業者等の連携のもと、需要に応じた新品種導入実証を緊急的に支援し、新たな需要喚起と生産拡大を促進、大豆は新品種や新技術の導入に係る実証を緊急的に支援し単収の向上を図る。

(交付の要件)

第3条 本事業の補助対象経費は、要項別表のとおりとする。

(事業実施の手続等)

第4条 本事業実施の手続等は、事業区分ごとに別記1及び2に定めるところとする。

(事業の推進)

第5条 本事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、本事業の円滑な推進を図るものとする。

(財産処分の制限)

第6条 要項17条第1項の本事業で取得した財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

(調査・指導)

第7条 県は必要に応じて、事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業主体等は、県の求めに応じ調査等に協力するものとする。

(その他)

第8条 本事業の実施に必要な事項については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月25日から施行し、令和7年2月28日から適用する。

別記1 麦パートナー強化支援

1 交付基準

(1) 需要拡大対策事業

<事業実施主体>

県産麦の加工を行う企業等、県産麦又は麦製品の販売を行う企業等

<該当する事業内容>

県産麦の需要拡大のために生産者団体等（農業団体を含む）と連携して行う以下の事業。

- ① 関係機関との連携体制整備（連携会議等の実施）
- ② 麦及び麦加工製品にかかる市場調査、データ収集等
- ③ 県産麦製品の開発及び改良（実験・試作、試食会、打合せ等）
- ④ 県産麦製品の販売促進活動（PR、キャンペーン、統一ロゴの作成等）

以上の活動に対し、事業費の2分の1以内(上限1,000千円)を交付。

(2) 需要対応産地育成対策事業

<事業実施主体>

農業協同組合、熊本県経済農業協同組合連合会、農業者の組織する団体

<該当する事業内容>

県産麦の品質向上、生産拡大のために県産麦の加工・販売を行う企業等（実需者等）と連携して行う以下の事業。

- ① 関係機関との連携体制整備（連携会議等の実施）
- ② 小麦・大麦の作付け品種のミスマッチ解消に資する取組（品種転換協議、試験栽培、事例調査等）
- ③ 県産麦の品質向上・均質化に資する取組（肥培管理技術の導入・調査、栽培実証ほの設置、研修会、品質分析、区分出荷体制の整備等）

以上の活動に対し、事業費の2分の1以内(上限1,500千円)を交付。

2 対象経費

対象となる経費は下表のとおりとする。

経費区分	補助対象経費
人件費	・生育診断や仕分け集荷、試食会やPR、キャンペーンなどの開催などに必要な雇入れに要する経費
報償費	・新製品開発、麦の品質向上・均一化に必要な講習会等の講師謝金、栽培展示ほの設置に係る謝金等
役務費	・事業推進に必要な通信費、運搬費等
旅費	・事業推進に必要な旅行に係る交通費、宿泊費等
一般需用費	・新製品の開発に要する原材料（県産麦、グルテンその他）の購入費 ・協議等に必要な資料作成費 ・その他事業推進に必要な物品購入費
使用料	・事業推進に必要な会場使用料等
備品費	・専ら麦の品質向上・均一化に資する分析機器等の購入費
委託費	・新製品の開発等に係る委託料 ・PR、キャンペーン等の開催に係る委託料 ・統一ロゴ・規格の作成に係る委託料 ・麦の品質向上・均一化に資する栽培実証ほ等の委託料 ・その他、事業推進に必要な委託料
その他	・事業推進に必要な費用

注 分析機器等の備品整備については、下記要件をすべて満たすものを対象とする

ア 受益農家及び事業参加者は、3戸以上とする。

イ 新品、新設によるものを基本とする。

ただし、事業推進上不都合のない耐用年数が確保できる場合は、既存施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、中古品等の利用等も可能とする。

ウ 利用計画に対し適切な能力及び規模を有するものとする。

3 実施手続

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更承認申請

要項第3条の事業実施計画書及び要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、様式第1号によるものとする。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書は、様式第1号を準用するものとする。

(3) 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書は、様式第1号を準用するものとする。